

ケアビレッジ訪問看護ステーション 重要事項説明書

1 当事業所が提供するサービスについての相談・苦情などの窓口

訪問看護ステーション名：ケアビレッジ訪問看護ステーション TEL : 0738 - 22 - 8601

管理者・説明者 大森 光洋

※ご不明な点は、何でもお尋ねください。

2 事業所の概要

(1) サービス提供地域

訪問看護ステーション名	ケアビレッジ訪問看護ステーション
所在地	和歌山県御坊市湯川町財部 663-16
サービス提供地域	御坊市、美浜町、印南町、日高町、由良町、日高川町

(2) 営業時間

月 ～ 金	午前8：30 ～ 午後5：30
-------	-----------------

※土・日・祝日・年末年始（12/31～1/3）は、休日となっております。

(3) サービス職員体制

	常 勤	非常勤	計
管理者	1名	0名	1名
看護師	3名	4名	7名

3 事業の目的、運営方針

＜事業の目的＞

要介護状態又は要支援状態にあり、主治医が指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の必要を認めた高齢者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とします。

＜運営の方針＞

ステーションの看護師等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養ができるように支援します。

事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めます。

その他、和歌山県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年10月5日 条例第65号）、和歌山県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年10月5日 条例第66号）を遵守し、運営します。

4 サービスの内容

- | | |
|------------------|--------------------|
| 1 病状・障害の観察 | 6 認知症患者の看護 |
| 2 清拭・洗髪等による清潔の保持 | 7 療養生活や介護方法の指導 |
| 3 療養上の世話 | 8 カテーテル等の管理 |
| 4 褥創の予防・処置 | 9 ターミナルケア |
| 5 リハビリテーション | 10 その他医師の指示による医療処置 |

5 利用料金

- (1) 利用料：(別紙) のとおり
- (2) キャンセル料金

利用者のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料金をいただく場合があります。

キャンセルが必要になった場合は至急ご連絡ください。

(連絡先：ケアビレッジ訪問看護ステーション TEL 0738-22-8601)

① 利用日の前営業日の 17 時までにご連絡いただいた場合	無料
② 利用日の前営業日の 17 時までにご連絡がなかった場合	基本料金の 10%

- (3) 交通費

通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① ステーションから片道 10 キロメートル以上 20 キロメートル未満：400 円
- ② ステーションから片道 20 キロメートル以上：600 円

- (4) 料金の支払方法

毎月月末締めとし、翌月 15 日までに当月分の料金を請求いたしますので、末日までにあらかじめ指定の方法でお支払いください。

6 サービスの利用方法

- (1) サービスの利用開始

まずはお電話などでご相談ください。重要事項説明後に訪問看護計画を作成しサービス提供を開始します。

※居宅サービス計画の作成を依頼している場合は、事前に介護支援専門員とご相談ください。

- (2) サービスの終了

- ① 利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の 1 週間前までに文書でお申し出ください。

- ② 当ステーションの都合でサービスを終了する場合

利用者がサービス提供地域外に転居し、それによりサービスの提供継続が困難と見込まれる場合は、終了 2 週間前までに文書で通知いたします。人員不足当ややむを得ない事情により、サービス提供を終了させていただく場合があり、その場合は終了 1 か月前までに文書で通知いたします。

- ③ 自動終了（以下の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービス終了します）

- ・ 利用者が介護保険施設や医療施設に入所または入院した場合（3 ヶ月以上）
 - ・ 利用者の要介護状態区分（要支援状態区分）が自立となった場合
 - ・ 利用者が亡くなられた場合

- ④ その他

- ・ 入院・入所等により 1 ヶ月以上の利用を休止された場合、利用再開については当ステーションの状況により、希望される時間や曜日に対応できない場合があります。その際は、利用者に他の利用可能な時間や曜日を提示し、あらためて調整させていただきます。
 - ・ 当ステーションが正当な理由なくサービスを提供しない場合や守秘義務に反した場合、お客様やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座に契約を解約することができます。
 - ・ お客様がサービス利用料金の支払いを 3 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 10 日以内に支払わない場合、またはお客様やご家族の方などが当社や当社のサービス従業者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当社により文書で通知することにより即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

- ・サービスの提供を中止する場合
 - (1)利用者が、サービス利用料金の支払いを3ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず10日以内に支払わない場合
 - (2)利用者やご家族の方などが、当ステーションや当ステーションのサービス職員に対してサービスを継続し難いほどの背信行為を行った場合は、当ステーションにより文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合
 - (3)他の利用者の健康に影響を与える可能性のある疾患(感染症)が明らかになった場合(速やかに当ステーションに申告して下さい。治癒するまでサービスの利用はお断りさせて頂きます。)
 - (4)雪や台風による天候不良時には、利用者の了解を得た上で、訪問時間や訪問日の変更をする場合
- ・マイナンバーカードまたは保険証等について、初回利用時、毎月1回、保険証等の変更時に確認及び複写をさせていただきます。マイナンバーカードを健康保険証として利用する場合は、毎回、顔認証付きカードリーダーで本人確認を行っていただくようお願いします。
- ・サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意・ご了承ください。
看護師等は、年金の管理、金銭の取り扱い等はいたしません。
看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させて頂きます。

7 第三者評価の実施 実施なし

8 事故発生時の対応

- (1)利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに必要な措置を講じるとともに、利用者の家族及び利用者に係る居宅介護支援事業者、市町村及び御坊市に報告するものとします。
- (2)利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとします。

9 公的機関への相談・苦情の申し出等

サービスに関する相談や苦情等については、当ステーションのほか、次の公的機関でも申出ができます。

和歌山県国民健康保険団体連合会(苦情相談窓口)	電話: 073-427-4662 FAX: 073-427-4677
御坊市役所福祉部健康長寿課	電話: 0738-23-5851 FAX: 0738-24-2390
美浜町役場かがやく長寿課	電話: 0738-23-4905 FAX: 0738-23-3523
日高町役場いきいき長寿課	電話: 0738-63-3807 FAX: 0738-63-3846
由良町役場住民福祉課	電話: 0738-65-0201
印南町役場住民福祉課	電話: 0738-42-1738 FAX: 0738-42-8020
日高川町役場保健福祉課	電話: 0738-22-9041 FAX: 0738-32-7266

10 守秘義務

- (1) 事業者及び事業者の従業者は、サービスの提供にあたって知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報について、正当な理由がない限り、契約中及び契約終了後においても、第三者には漏らしません。
- (2) 事業者は、事業者の従業員が退職後、在職中に知り得た利用者又は利用者の家族の秘密及び個人情報を漏らすことがないよう必要な処置を講じます。
- (3) 事業者は、利用者及び利用者の家族の個人情報について、利用者の訪問看護計画立案のためのサービス担当者会議並びに主治医等との連絡調整において必要な場合に限り、必要最小限の範囲内で使用します。
- (4) (1)にかかわらず、事業者は、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律124号）に定める通報ができるものとし、その場合、事業者は秘密保持義務違反の責任を負わないものとします。

11 虐待の防止

事業者は、利用者尊重の人権の擁護、虐待の発生またはその再発を防止するために、次のとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する担当者の選定 担当者 管理者・大森 光洋
- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針を整備しています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12 身体拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の①～③の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- ① 切迫性・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合。
- ② 非代替性・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- ③ 一時性・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

13 衛生管理等

事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ① 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
- ② 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③ 従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

14 業務継続計画の策定等について

- ① 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、

- 当該業務継続計画に従つて必要な措置を講じます。
- ② 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
 - ③ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

15 緊急時の対応方法

サービスの提供中に容体の変化等があった場合は、事前の打ち合わせにより、主治医、救急隊、親族、居宅介護支援事業者等、契約書別紙の連絡先へ連絡をいたします。

【事業者】 和歌山県日高郡美浜町和田 1451-3
株式会社ネクストビジョン
代表取締役 五味 牧

【事業所】 和歌山県御坊市湯川町財部 663-16
ケアビレッジ訪問看護ステーション (3062090117)

(別紙)

利用料金について

(1) 利用料：介護報酬により計算（地域区分 1単位：10.0円）

診療内容	算定回数等	単位
訪問看護費 20分未満	1回	314単位
訪問看護費 30分未満	1回	471単位
訪問看護費 30分以上1時間未満	1回	823単位
訪問看護費 1時間以上1時間30分未満	1回	1,128単位
介護予防訪問看護費 20分未満	1回	303単位
介護予防訪問看護費 30分未満	1回	451単位
介護予防訪問看護費 30分以上1時間未満	1回	794単位
介護予防訪問看護費 1時間以上1時間30分未満	1回	1,090単位
初回加算（I）	1回／初回時	350単位
初回加算（II）	1回／月	300単位
特別管理加算（I）	月1回	500単位
特別管理加算（II）	月1回	250単位
長時間訪問看護加算	1回	300単位
複数名訪問看護加算（I）30分未満	1回	254単位
複数名訪問看護加算（I）30分以上	1回	402単位
退院時共同指導加算	1回 (特別な管理が必要:2回)	600単位

- ※
 ・利用料金は介護保険負担割合証の負担額に応じて変動します。また、介護保険給付額の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。
 ・上記利用料は厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これらも自動的に改訂されます。なお、その場合は、順次新しい利用料を書面でお知らせします。

○その他のサービスの加算料金

項目	基本料金
死後の処置料	20,000円(税込)